○経済産業省令第七十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十四条第一項及び第三十五条の五の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十三日

経済産業大臣　林　幹雄

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項第二号の表の上欄中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　次のイからハまでに掲げる点検を、前回の点検の日から当該イからハまでに定める期間を経過した日（以下この号において「基準日」という。）前四月以内の期間に行った場合にあっては、基準日において当該点検を行ったものとみなす。

イ　前号の表イ(2)、ロ(2)、ハ(2)又はニ(2)に掲げる事項に係る点検　一年

ロ　前号の表イ(3)、ロ(3)、ハ(3)又はニ(3)に掲げる事項に係る点検　二年

ハ　前号の表イ(4)、ロ(4)、ハ(4)又はニ(4)に掲げる事項に係る点検　四年

第三十六条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第三十七条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「前二号」を「第一号及び前号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前号」を「第一号」に、「その通知の日から一月を経過し、かつ、六月を経過しない期間内に再び当該通知に係る事項について調査を行うものとする」を「次のイ及びロに掲げる措置を行わなければならない」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ　一年に一回以上、当該消費設備の技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること。ただし、その所有者又は占有者が技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置をとった場合は、この限りでない。

ロ　その通知の日から一月を経過した日以後五月以内に、再び当該通知に係る事項について第一号の表イ又はロ(2)若しくは(3)に定める調査を行うこと。ただし、直近の当該調査がこのロの規定によるものである場合は、この限りでない。

第三十七条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　次のイ又はロに掲げる調査を、前回の調査の日から当該イ又はロに定める期間を経過した日（以下この号において「基準日」という。）前四月以内の期間に行った場合にあっては、基準日において当該調査を行ったものとみなす。

イ　前号の表イ(1)又はロ(2)に掲げる事項に係る調査　一年

ロ　前号の表イ(2)又はロ(3)に掲げる事項に係る調査　四年

第三十八条を次のように改める。

（周知に係る基準）

第三十八条　法第二十七条第一項第三号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準については、次条から第三十八条の四までに規定するところによる。

第三十八条の次に次の三条を加える。

（周知の方法）

第三十八条の二　周知を行う保安機関（以下この条から第三十八条の四までにおいて単に「保安機関」という。）は、その周知に係る一般消費者等に対し、供給開始時及び二年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない。

2　保安機関は、その周知に係る一般消費者等が、次の各号に掲げる消費設備を所有し、又は占有する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該一般消費者等に対し、供給開始時及び一年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない。

一　令別表第一に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（開放燃焼式のものに限る。）

二　次に掲げる消費設備（パイロットバーナー等に点火しなかった場合及びパイロットバーナーの炎が立ち消えた場合に自動的にバーナーへの液化石油ガスの通路を閉ざす装置（パイロットバーナー等に自動的に再点火し、一定期間経過後も再点火しないときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を含む。）並びに不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し、燃焼を停止する機能を有するものを除く。）

イ　令別表第一に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（前号に掲げるもの、密閉燃焼式のもの及び屋外式のものを除く。）

ロ　令別表第一に掲げる液化石油ガス用バーナー付ふろがま（密閉燃焼式のもの及び屋外式のものを除く。）

ハ　令別表第一に掲げるふろがま

3　次の各号に掲げる周知を、前回の周知の日から当該各号に定める期間を経過した日（以下この項において「基準日」という。）前四月以内の期間に行った場合にあっては、基準日において当該周知を行ったものとみなす。

一　第一項に規定する周知　二年

二　前項に規定する周知　一年

（保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法）

第三十八条の三　保安機関は、前条第一項及び第二項の規定による書面の配布に代えて、当該一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条及び次条において「周知事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条及び次条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、保安機関は、当該書面を配布したものとみなす。

一　電子メールを送信する方法であって、一般消費者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二　当該保安機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該一般消費者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

2　保安機関は、前項の規定により、電磁的方法により周知事項を提供した場合においても、一般消費者等からの求めがあったときは、その者に対し、周知事項を記載した書面を配布しなければならない。

（保安機関による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第三十八条の四　保安機関は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げるもの（第三項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

一　電子メールを送信する方法であって、当該保安機関が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの